

11279
77

原始文様集

第七輯

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5

始



原始文様集解説

第七輯

(61) 壺形土器



口部に缺失あり。比較的厚手にして、面を磨けり。施文は、口部及び口部以下に似たる文様を描いて、地の部を一段と彫り、口部を、而して巴の手にあとるところに、丹を塗れり。(圖版五本に着色を示さんとせしが、地の部との境界を白く抜き、爲め質感を幾分害せるが如し)我が國に於いて、巴文の盛行せしは藤原時代より以降にあるも、原始文様として之が世界各地の原始民に使用せられし事實に徴しても、上代文様に原始的巴文のものあるを肯定し得べく、更に石器使用人の間にも、これが用ひられし事實を推知し得べく、而して之を單に一種の曲線文をなすも亦可能なるべし、之を決定は後日に留保すべきものならん。

(62) 瓢形土器

高さ六寸二分、口徑二寸一分あり。外形、瓢形をなせるを珍とすべく、口縁部は波狀となる。文様は、繩文地に、

(1) 第七輯解説

淺き弧を横に三つ連ね、更にその下に横軸を中央として反對の方向に同様に弧を並べ、之を漸次下に繰返し、只、瓢形の中央、結れ目を廣く帯狀に取り、すべて其の中を、磨り消したり。而してその磨り消せる部分に、朱を塗りしが、今なほ點々、そこに朱の附着せるを見る。

(63) 瓶形土器

その外形に於いて變へるのみならず、文様の尤なるに於いて、他を壓すものあり。即ち口部及び口部は、凸起せる文にて形に變化を與へ、文様は腹部にのみ施せり。帯狀にして、上下二帯、之が繰返しをせず、反覆せず、所見羽式に見る曲線を驅使して、巧みに空間を填充せり。手法、磨り消し文の中に於いて巧妙の極に近づきしも、いふべきか。

(64) 家形土器

常陸國稻敷郡大須賀村福田字樂師臺發見、外形に於いて頗ぶる注意すべきものあり。即ち形状、稍、砲彈に似たるものもあるも、下底部を缺損して完形を知るべからず、かつ現存部の大きさ、高さ七寸許、底徑三寸の小形にしてかつ上部尖圓部にならんとするところに、扁圓形の二孔を設け

大正
13.6.28
内交

しは、何を象りしものならんか。全く模倣せし原物なく想像になれる一種の容器なりと假定し得べきも、反面、何物かを象りしものとせば、余輩はその原物が、當時に於ける一種の家にあらざるかといふ想像の可能なるを覺ゆ。事はとまれ、文様は帯狀に上下區劃せしところ、半圓及缺圓を連ね、更に之と反對の向き合ひに、半圓を連ねて之を前半圓列と組み合せ、その面の上に點文を押し連ねたり。

(65) 鉢形土器

厚手なり。圖版向つて右は、腹部の文様を示し、左は實物を下斜めに示せり。拓本に示すが如く、四等分して四弧を以て之を結ばんとし、五弧となりしもの如く、上縁及その五弧は共に並行線を以て帶狀となし、その間に寛先き以て綴つて點文を連ねたり。大様に施文せるところ、亦見るに足る。

(66) 壺形土器

文様は主として、肩腹部に施されたり。即ち上端に二平行線を引き、その下に間を廣くあけて三平行線を描き、その下に更に三平行線を添へ、上部の二つの平行線間に、三平行線を以て、山形文を繰返し、その各山頂に一突起珠文

をおき、平行線の左右には、丸く押せる珠文を以て繰取れり。

(67) 急須形土器

完形をなせる優品なり。口縁部及び肩部に或は刻み文又は凸起文を施して變化自在ならしめ、文様は所謂口造り及底の二部に施せり。共に磨り消し文にして、口造りに於いては、四弧線を以て緩かに之を包み、その弧線の先端を施轉せしめて相對せしめしは、この種文様に普通見る手法なり。底部の文様は全區を二區に分かつて、之に相對稱せる曲線文を描かんと企てしが如きも、施文の當時に別に型等を用ひず、自由畫にせしが如きを以て、細部に於いては、相一致せざるものあり、殊に圖版上部拓本に於て示せるところにては、上下におかれたる一單元區が大ききを異にせるが如きは、その孰れかが、施文の最後となつて、殘されたる區劃序明より小さくせるか、又は大きくなれるかを示せるものならん。而して、各相對せる單元か、中軸を以て左右方向を反對にせるは、先きにも屢々注意せるが如く、石器時代土器文様に見る一特徴なりとす。

(68) 鉢形土器

きも、かの支那に見る饗餐文の如く、兩眼を著しく描きしものとも見るを得べきか。土器破片は、突文を以て、直線文を描けるは、稀に見る手法といふべく、破片なるも、原始文様として極めて注意すべきものならん。

現所藏者の先考が青森縣在任中獲られしものなりといふを以て、その發見地も恐らく青森縣にあらん、薄手なり。口縁部に近く、三ヶ所に小形の耳を突出せしは、或は厚手土器に見る大形の耳の形式遺存せるものとも見るを得べし。口縁部には刻み文を施し、腹部に磨り消し文を描けり。帶文様の手法をとり、各一帯に於いて、二單元を以て組み合せたるも、細部に於いては、必ずしも相一致せざるは、この種文様に見るところとす。全體黒み勝ちにして質脆弱なり。

(69) 皿形土器

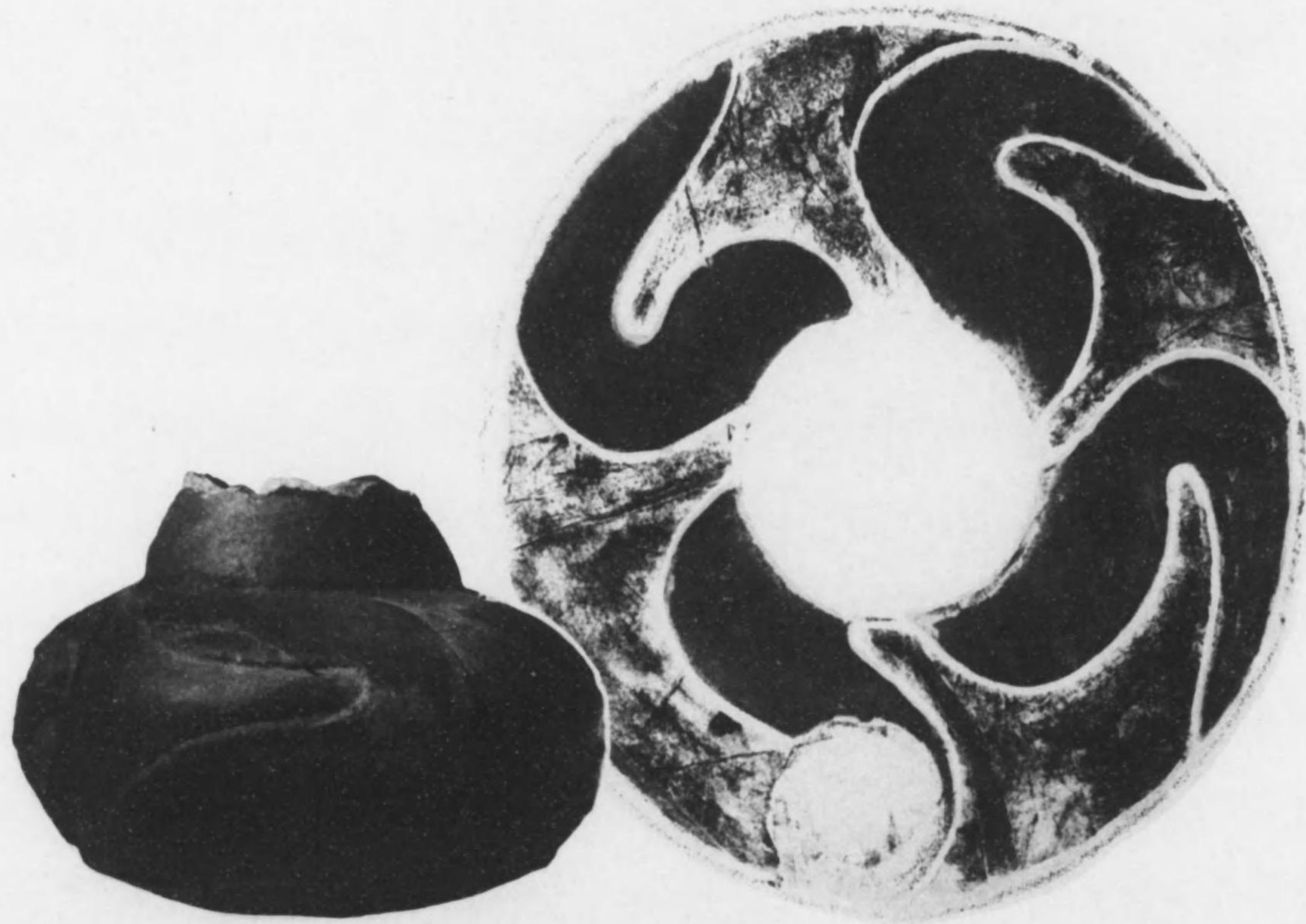
外形に於いては、文様を腹部及底部のすべてに施して、更にその美を増せり。腹部の文様は、繰り返しの手法をとり、同一單元を七回繰返せり。圓を七等分するは、相當困難なるべきに、之を敢へてせる石器時代人の器用さを見るべく、而して繰り返せる文様も、細部に於いては、相一致せざるものあり。底部は不規則に文様を配せり。

(70) 鉢形土器及土器殘片

鉢形土器は、繩文地に兩眼を並べしが如き圖を描けり。孤線を集めて作りし結果、偶然現はれしものとも解し得べ

器 土 形 壺

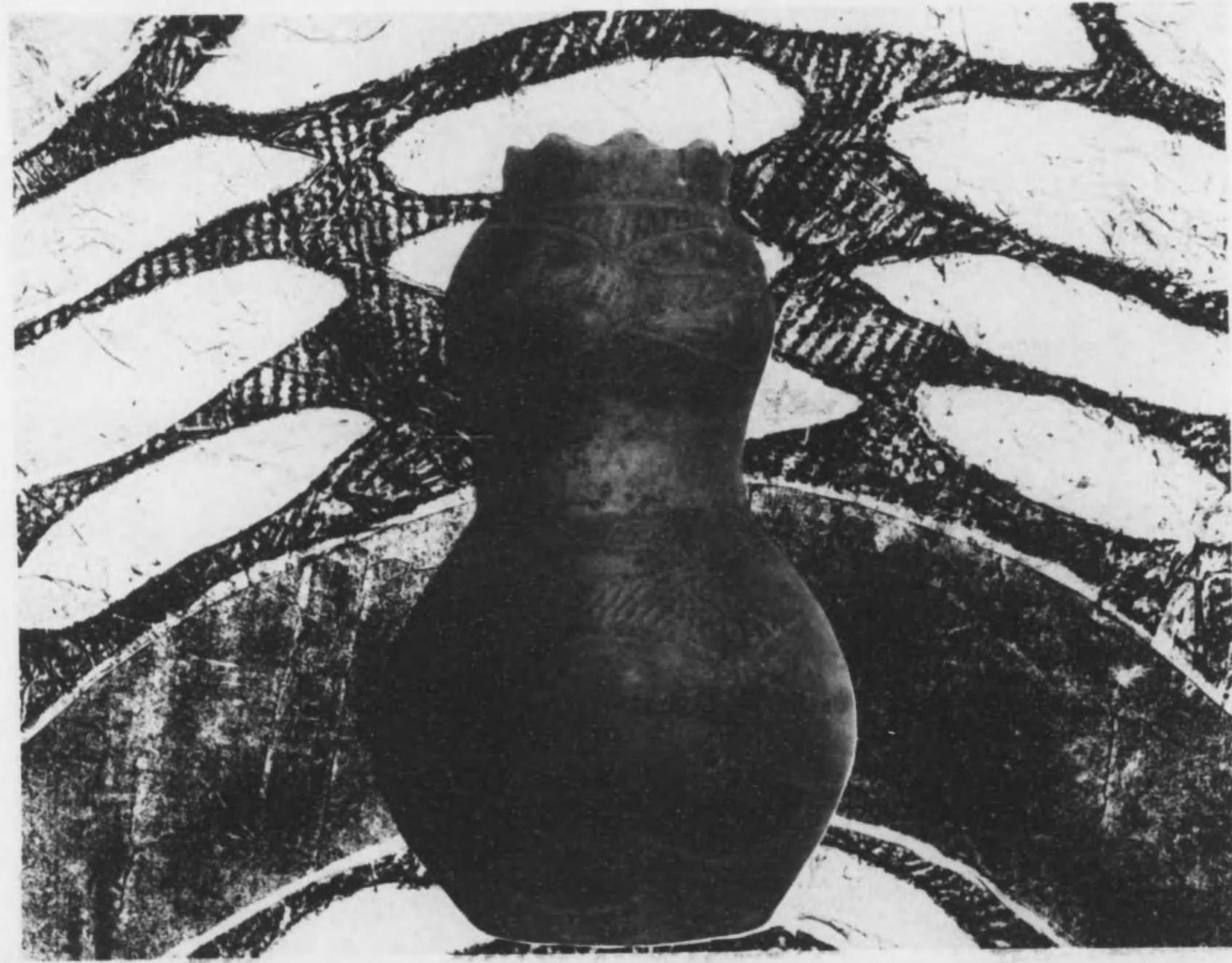
(見發掘ノ實地各坑字大村地谷前郡土坑國前陸)



(藏氏即次吾雅齋 前陸)

器 土 形 甌
(詳 未 地 見 發)

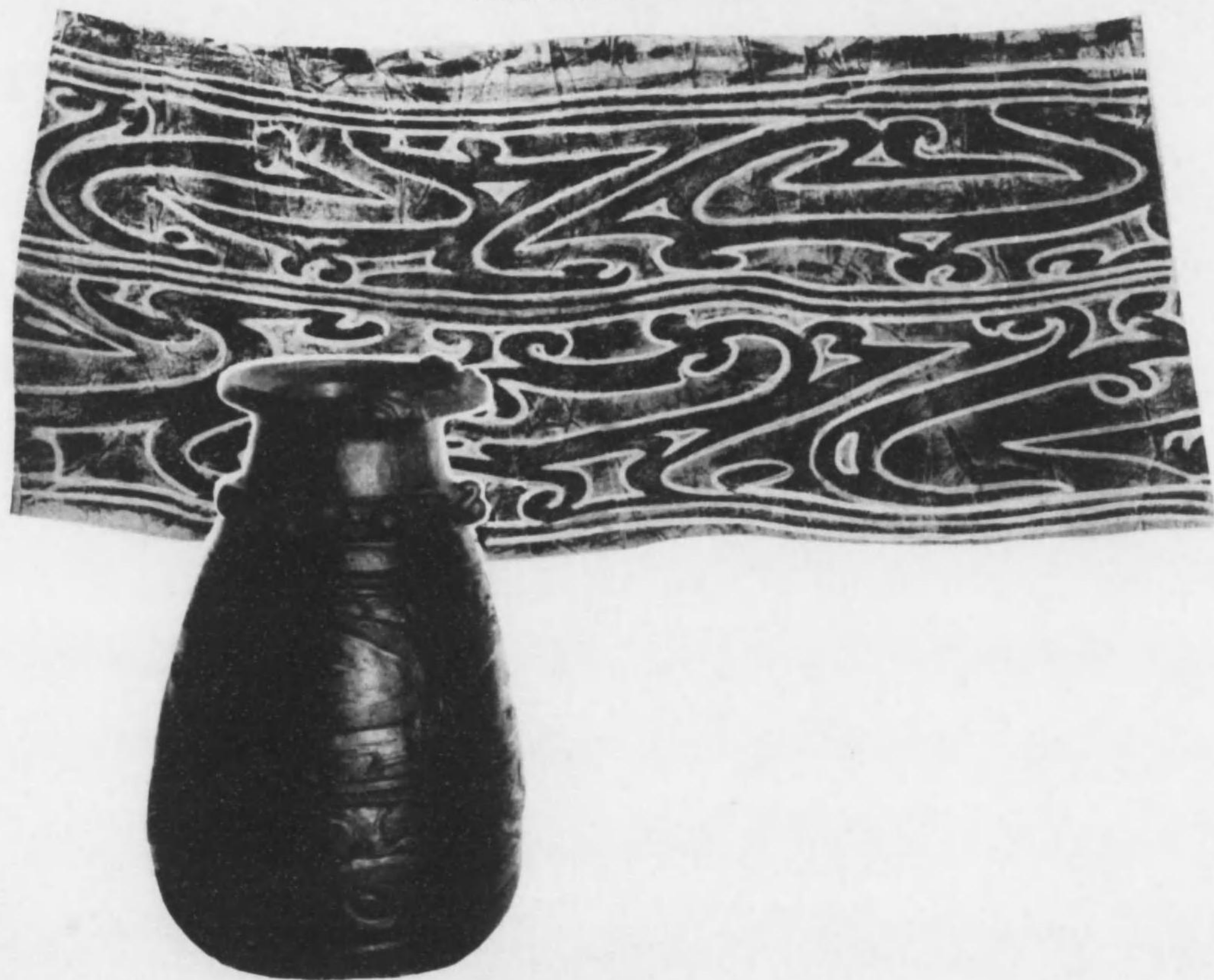
62



(藏 室 教 學 類 人 部 學 理 學 大 國 帝 京 東)

器 土 形 瓶
(見發澤面十字村野國部經津中國典談)

63



(藏氏助之房原久 戶神)

器 十 形 家

(見發自湖南寧遠縣大村賀家大墓的陶器)

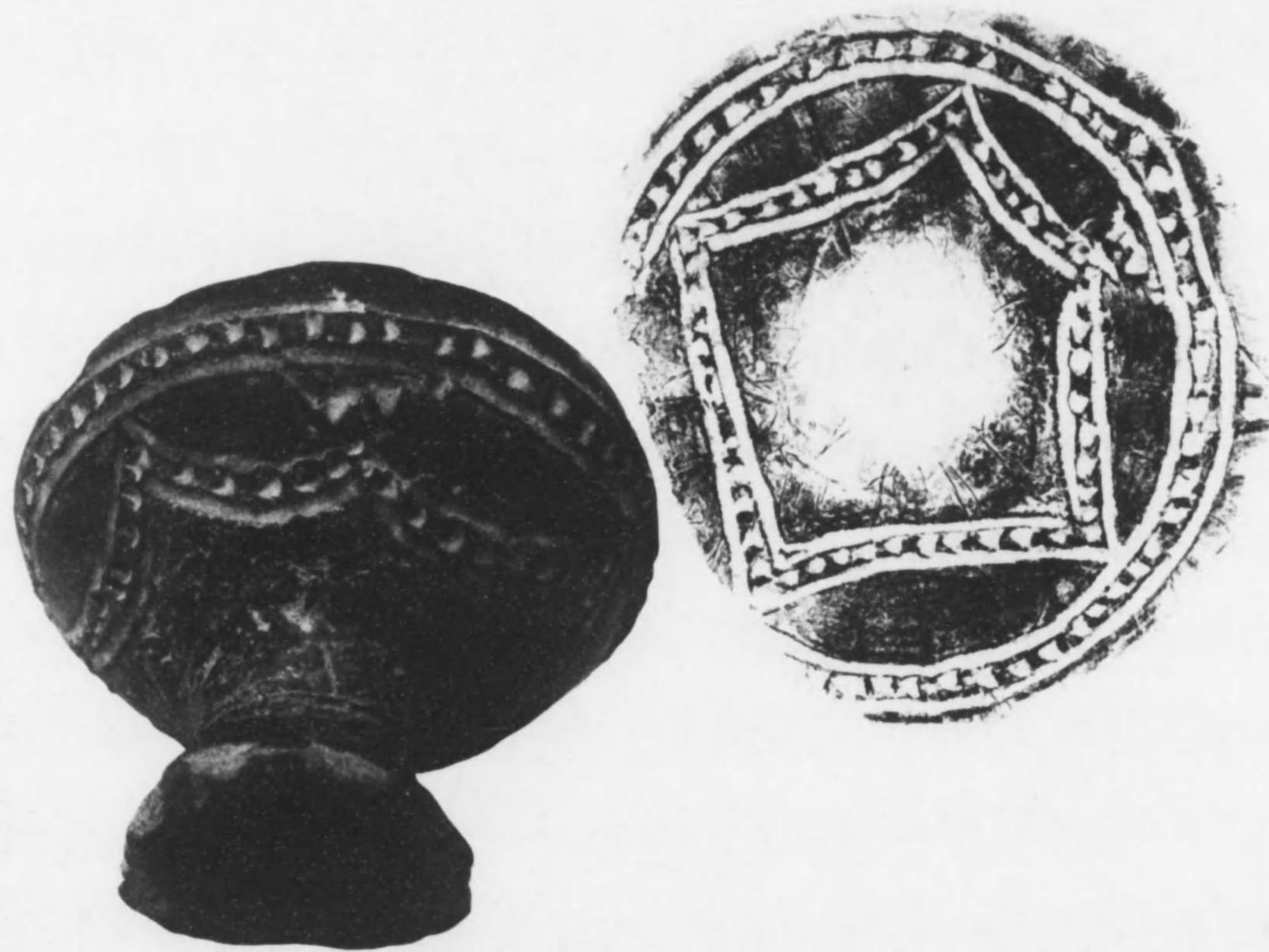
64



(藏會濟其都下 江亞)

器土形鉢
(見發掘六澤金小村名推那葉千國地下)

65



(藏氏幸貞羽上 京東)

器土形壺
(見發谷島小郡澤邊國中院)



(藏氏一彦山本 限大)

器土形須急

(見登内数十字村野原郡都津中国奥陸)

67



(藏氏由之房原久 戸神)



(藏氏住秀和佐 京東)

器 土 形 皿

(見發穴圖十字村野路郡津中國島陸)

69



(藏氏助之房原久 戸神)



(福比七部縣遠田郡器土形鉢
藏氏部七部利毛前陸并發掘器土)

(分五寸六横寸九縱圖各物實) 本見寫縮部壹の容内集圖本

像 子 女 代 唐

(掘發卓和省匯新那支)

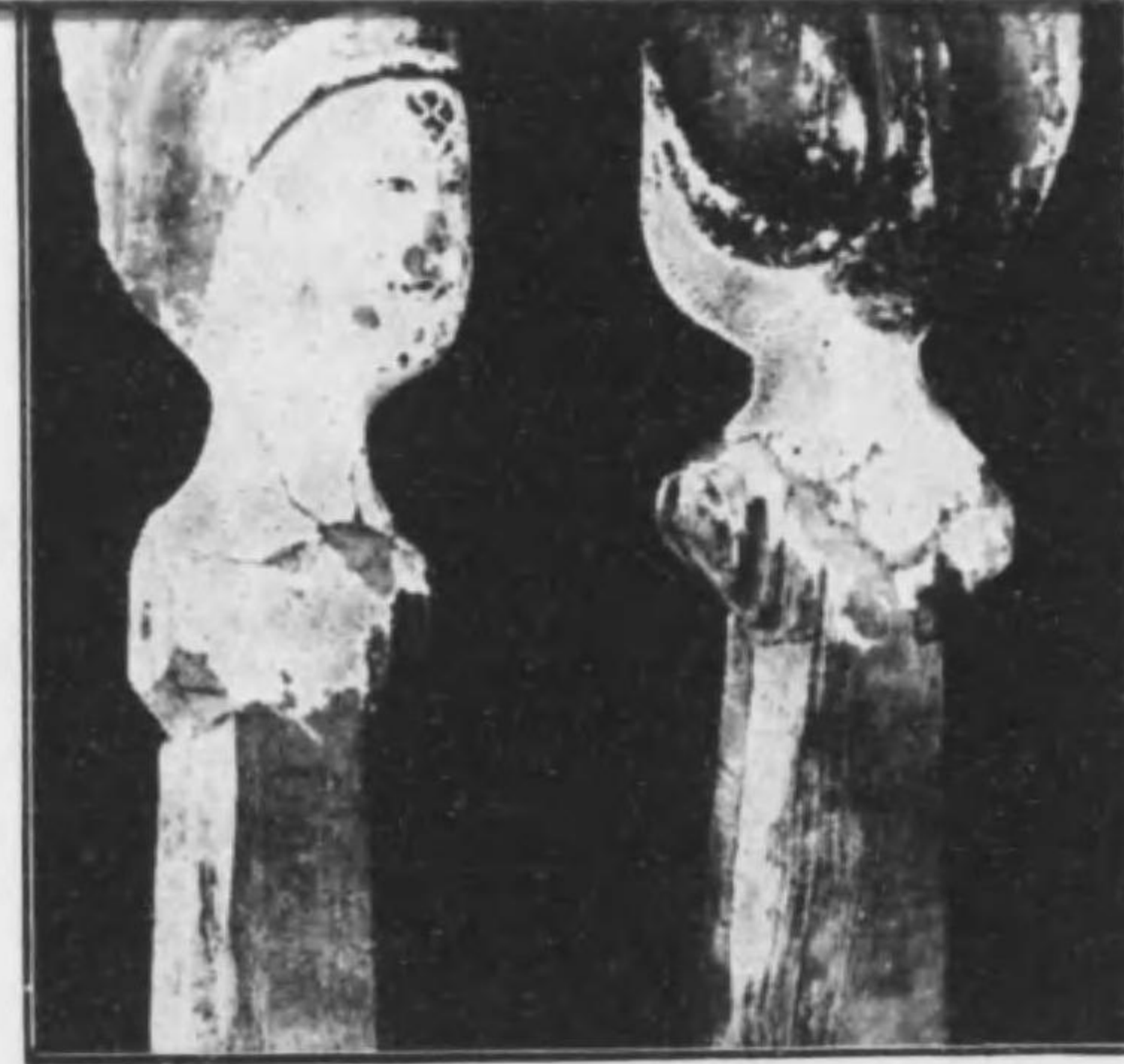
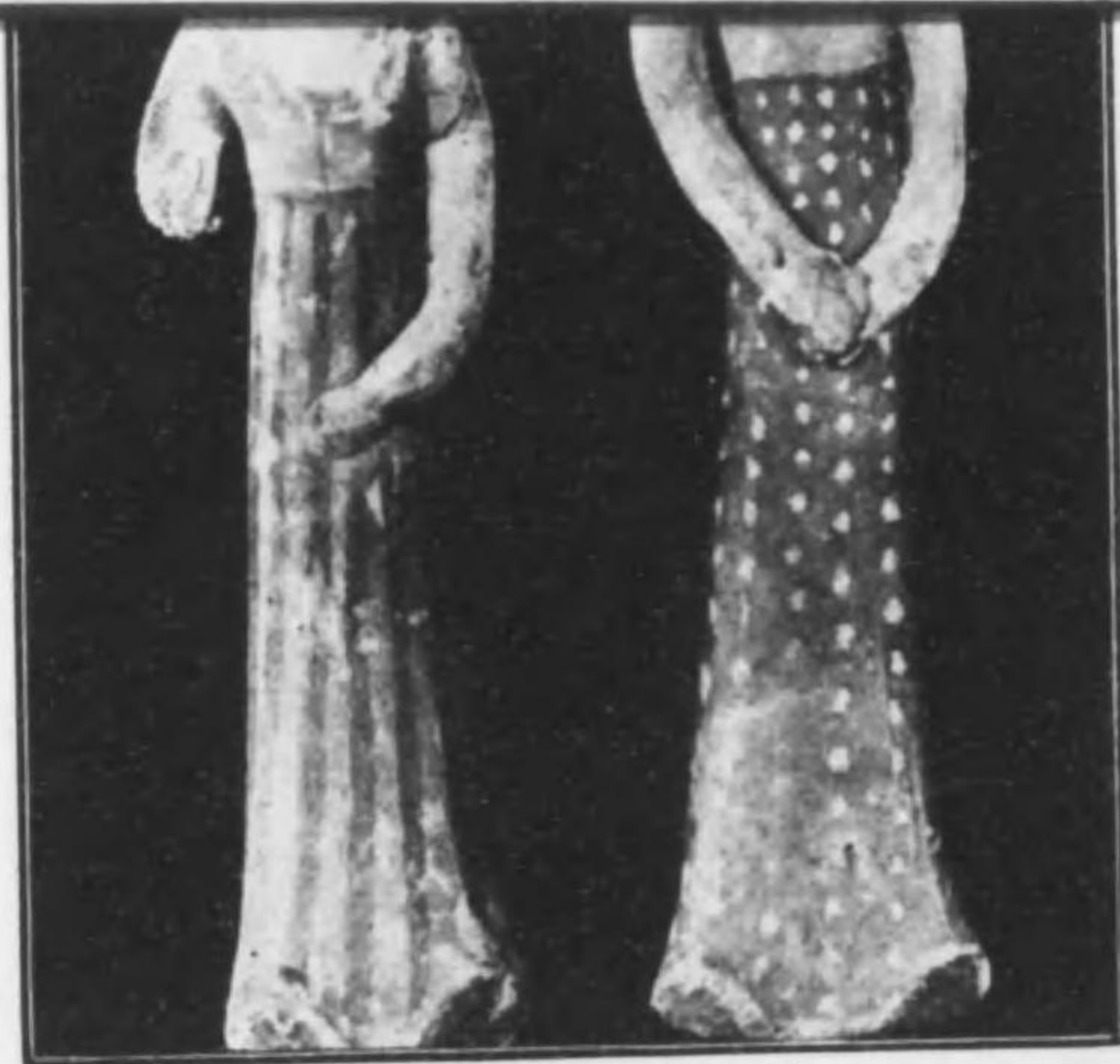


頭 柄 頭 環



鐘 鮮 朝





頭柄頭環

鐘 鮮 朝



考古圖集

第二期
會員募集

考古圖集は考古學研究者及び藝術家研究資料の爲めに大正九年考古學會に於て第一輯を發行して茲に第三拾六輯の版を重ねました然るに同會に於ては編者の遲滯勝ちなるにもかゝらず號を追ふて會員の數を増し今日に於ては片手間て之を處理することが困難になりましたから第三十六輯を一段落として發行に關する庶務一切を工藝美術研究會に於て任し考古學會に於ては専ら編輯にのみ任することに致しました而してこれを期として第二期に移り一層體裁面目を更め斯學研究者の翹望に酬ひたいと思ひます。

大正十三年六月 日

考古學會
工藝美術研究會

考古圖集第二期規定

- 一 本圖集は一定の組織に基き上代より奈良時代以降の文化を徵すべき遺蹟遺物且つ我が文化の交渉を有する支那及び各地にも互らんことを期す。
 - 二 本圖集は毎輯四六倍判大のカラータイプ圖版拾葉を以て一輯とし毎月壹輯を刊行し毎輯解説書を添附す。
 - 三 圖版の都合上木版或は三色版を應用することあるべし。
 - 四 本圖集は拾貳輯を以て第一期とし大正十三年六月より大正十四年五月迄を第二期刊行期間とす。
 - 五 本圖集會費左の如し。
 壹時納入 金十六圓五十錢
 十二回分納 金一圓五十錢
- 但し諸官衙及官公立學校圖書館等は會費後拂特別扱の請求に應ず。

考古圖集第二期第一輯 (上毛古代文化號)

- 最近發見せられ學界の新記録をつくる巴形銅器・柄形銅器・銅鏡
- 鏡類・上野發見の優秀鏡及び特色ある鏡鑑十面
- 保渡田西光寺藏馬具・有名なるものにして優に國寶の價値あり。
- 環頭柄頭六種 ○古墳發見最大と稱せらる頭推太刀及倒卵形鏢數種、中に銀象嵌のもの二種、
- 石製品數種、極めて特色あるもの、みを蒐めたり、
- 透彫金具 支那文具の影響を見るべきもの、
- 埴輪 埴輪上偶中の最優品と稱せらるるもの、

◎急告

從來發行したる考古圖集第一輯より第三十六輯まで取揃ひ特に高雅なる裝釘二卷とし貴需に應ずることゝせり。但し部數僅少に付御希望の方は至急御申込ありたし 特價貳拾五圓

申込所 工藝美術研究會

東京市牛込區矢來町三番地

振替東京四一〇二四番
振替長野三五二一番

申込所 聚精堂

東京市本郷區龍岡町三十一番地

振替東京三〇五八番

原始文様集刊行の趣旨

文様の研究は古代の文化を語るものとして極めて重要な地位を占むるのである。古代民族は彼等の思想をその文様藝術の上に如何に表現して来たか、彼等の生んだ藝術は果して如何なるものであつたか、これらの検討はたしかに興味ある問題であらねばならぬ。而して歐米人も讚嘆して止まぬ我が文様の中に於ても、石器時代になつたものは一種の異彩を放つてゐる。嘗にそれが原始的な氣分に溢れてゐるといふだけではない。その手法に於ても原理に協ひ、組立に於いても現代人の到達し得た域に到達してゐるのに驚かされるであらう。隨てこれが研究は好事家の好奇心を満足させるのみではなく、其特色は必ずやよく現代の行き詰つた文様に清新にして該切なる刺戟と暗示を與へるであらう。

東京帝國大學教授文學博士鳥居龍藏氏及び東京帝國大學博物館歴史課長高橋健自氏は本圖集の編輯監督として其蘊蓄を傾注せらるゝのみならず、尙京都帝國大學教授文學博士濱田耕作氏も亦多大なる援助を與へらるゝが故に、本圖集はよく其完璧を期するを得、材料としては日本の隅々に互つて其古代代表作を蒐集し、且これが實物の寫真と文様の剖展とを掲げ、以て、手法の上に於いても組み立に於いても遺憾なき程度の紹介を試んとするものであつて、藝術並に文化の上に裨益すること多大なるべきは吾人の確信することである。

原始文様集刊行規定

- 第一款 本圖集は一定の組織に基き原始時代の石器、土器文様を系統的に蒐集して寫真圖及拓本をコロタイプにて印刷するものとす
- 第二款 本圖集は每葉四六倍判大のコロタイプ印刷拾葉を以て壹冊を刊行す
- 第三款 本圖集は拾二冊を以て原始時代の完結として大正十二年十一月より大正十二年十月迄を其刊行期間とす
- 第四款 本圖集は非賣品にして會員にのみ頒布するものとす
- 第五款 本圖集は毎冊解説書を添附す
本會々員たる人々は所定の申込書に會費を明分又は第一回分を添へ其旨本會へ申込まるべし
但し諸官衙官公立學校圖書館等は會費後拂特別扱の請求に應ず
- 第六款 本會々費左の如し
壹冊 納金 金拾六圓五拾錢
拾冊 納金 金壹圓五拾錢
送金は成るべく振替口座東京四一〇二四番へ持込まるべし

不許複製

大正十三年五月廿五日印刷
大正十三年五月三十日發行

第七輯

編輯者 杉山壽榮男
發行所 東京市牛込區大塚三番地
印刷所 東京市牛込區大塚三番地
右代表者 田村壯太郎
東京市本郷區湯島四丁目二十番地
大塚巧藝社
東京市牛込區大塚三番地
發行所 工藝美術研究會
東京市牛込區大塚三番地
振替口座東京四一〇二四番

終